



消防団員は、普段は自分の職業を持ちながら、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には、消火・警戒などの消防活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割も担っています。

近年、消防団員数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、将来の担い手となる若い団員の確保に取り組んでいます。

◆消防団員の身分と入団資格

消防団員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。

入団資格は18歳以上で吉賀町に在住、又は勤務しており、性別に関係なく入団できます。



◆消防団員の処遇

年額報酬…階級が団員の場合27,100円/年です。

出動報酬…火災などの災害活動や訓練等に従事した場合3,400/日です。

公務災害補償…消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります。

被服等の貸与…消防団活動に必要な制服や作業服が貸与されます。

退職報償金…消防団員として5年以上勤務し、退団した際に支給します。



◆消防団の主な活動

[平常時]

- ・火災予防活動（巡回広報、住宅防火診断等）
- ・警備警戒活動（年末警戒、花火大会等）
- ・教育訓練活動（火災防御訓練、規律訓練、救命講習等）
- ・機械器具等の点検、整備

[災害時]

- ・火災防御（建物火災、林野火災、車両火災等）
- ・風水害防御（台風、集中豪雨、洪水等）
- ・地震、崖崩れ、山崩れ、地すべり等による救助、防御活動
- ・その他（人命救助、行方不明者搜索等）



好きです、私たちの町
私たちの消防団

消防団に関するお問合せ・入団のお申し込みは

〒699-5513

島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地

吉賀町役場総務課 消防担当

電話：0856-77-1111（代表） ファックス：0856-77-1891

E-mail：somu@town.yoshika.lg.jp

